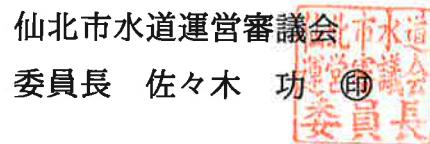


令和 4年11月22日

仙北市長 田口知明様



改定水道料金（案）について（答申）

令和4年1月18日付け、仙発上下第11号で諮問のありました水道料金の改定（案）について、当審議会の意見をまとめましたので次のとおり答申いたします。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

【答申事項】

1. はじめに

水道事業は、市民生活や経済活動に欠かせない重要なライフラインであり、将来にわたって安全で安心な水道水を供給していくことが水道事業者には求められる。

そうした中、本市の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少等による水需要の減少により、料金収入が年々減少する一方で、平成29年度の簡易水道事業との事業統合により、新たな費用が発生している。加えて、高度成長期を中心に整備した管路等が経年し老朽化しており、今後多くの費用をかけて、こうした老朽資産の更新をはじめ、施設の耐震化に取り組んでいく必要がある。

今後も引き続き厳しい経営環境が予測される中、令和4年1月18日、市長から本審議会に対し、水道料金の改定について諮詢を受けたところである。

人間生きていく上で「水」は欠くべからざるものであり人類史上、必要不可欠であることは有史からも当然のこととして現在まで続いている。特にインフラに欠かせない「水・電気」は最重要的ものとして認識されている。

本審議会は、慎重に議論を進めてきたところであるが、水需要の動向、水道施設の状況及びこれまでの事業運営、決算、本市の水道の未来を察すると水道料金の値上げはやむを得ないとの観点から本審議会は答申するものである。

2. 水道料金の改定について

人口減少等による給水収益の減少、管路の老朽化等、水道事業を取り巻く環境は変化しており、経営状況は厳しさを増している中で、施設の老朽化が更に進むため、今後、それらの更新投資費用を確保しなければならないものと考え、増額改定を実施すべきと考えられる。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症や昨今の社会情勢の悪化に伴う物価上昇など、現在、地域経済に大きな影響が及んでいることから、総合的に勘案した結果、料金改定率については平均30%以下の増額とすることが望ましい。ただし、社会情勢や財政状況を考慮し、状況に応じて、可能な限り改定率を低く抑えること。

3. 改定の時期について

改定時期については、新型コロナウイルス感染症の影響や昨今の社会情勢等を勘案し、今年度中の改定については見送ることが望ましい。また、慎重な判断が求められる一方で、その時期を遅らせるほど改定率が高くなることは避けられない。

今年に入ってからも毎日のように値上げの報道がなされているが、これも根拠があっての様相なので段階的に行う等の配慮が必要である。

こうした点を考慮すると、料金改定日は、来年度以降に当審議会において、再度検討し、適切な時期の判断が必要と考える。また、水道料金の増額改定は市民生活に大きな影響を及ぼすことから、2箇年程度、段階的に改定を行う等の激変緩和措置を講じるなどの特別な配慮が必要である。

4. 附帯意見

(1) 値上げ抑制策の検討

水道料金の増額改定は、一般家庭をはじめ事業経営に影響を及ぼすことが懸念されることから、市の政策として一般会計からの繰り入れ等を検討するなど可能な限り値上げ額を抑制するよう要望する。

(2) 経営の健全化について

これまで取り組んできた経費削減に対して評価するところであるが、経営状況は厳しさを増す中で、今後の水道事業を持続可能なものとするため、引き続き経費の削減、収益の確保及び未収金回収の強化等、更なる経営の効率化を進めるとともに、一層の経営の健全化に努められたい。

(3) 市民への周知

水道事業の現状や料金改定の必要性について、十分な周知による市民の理解が不可欠であり、具体的でわかりやすい資料の作成や広報等できめ細やかな説明、分かりやすい説明に努められたい。

（4）水道料金の定期的な見直し

給水人口減少による収益性の低下等、厳しい経営状況が続くなか、給水人口の動向、経営状況、社会経済情勢等を勘案して、たとえば5年を目処に定期的に運営審議会を開催し、適正な料金水準となっているか等、検討する機会を設けることが望まれる。